

平成 17 年 6 月 13 日

金融庁監督局証券課 御中

全 国 銀 行 協 会

「金融先物取引業者向けの総合的な監督指針（案）」に対する意見の提出について

平成 17 年 5 月 31 日付で意見募集のあった標記の件に対する意見を別紙のとおり取りまとめ、提出いたしますので、何卒ご高配賜りますようお願い申し上げます。

以 上

平成17年6月13日

「金融先物取引業者向けの総合的な監督指針(案)」に対する意見

今般、「金融先物取引業者向けの総合的な監督指針(案)」に対する意見を下記のとおり取りまとめました。

何卒ご高配賜りますようお願い申し上げます。

記

3 - 2 . 金融先物事故等に対する監督上の対応

- ・「金融先物事故等」の定義にかかわる注記()を「金融先物取引業者又はその役員が、金融先物取引業に関して、告発等を受けたとき」と変更願いたい。

(理由)

兼業している業務において告発等を受けた場合には、当該業務に係る法令に基づき所管官庁へ重複して報告することになるため、変更を願いたい。

3 - 3 . 営業員管理体制

(1) イ

- ・「営業管理責任者等」とは、銀行でいえば、各営業店で営業活動を統括している者(支店長、営業担当課長等)を指すと考えてよいか。

3 - 6 . 適合性原則

(1) イ

- ・「勧誘に当たっては、具体的、客観的な取引開始基準を定め、…」とは、勧誘時点において、顧客の適合性をチェックする(内部)手続とすることでよいか。

(1) ロ

- ・「内部管理部門においては、顧客情報の把握及び管理の状況を常に確認するように努め」とあるが、この「常に」とは、「必要と認められるときはいつでも」という趣旨と考えてよいか。

3 - 7 . 不招請勧誘の禁止

(1) □

- ・「『受託契約等の締結の勧誘の要請をしていない一般顧客』には、勧誘してよいかの確認に対し、拒絶を表明した顧客を含む。」と変更願いたい。

3 - 8 . 広告規制及び契約締結前の書面の交付等について

(1) イ

- ・ポートフォリオ管理を行っている銀行は、本項目の対象外と考えてよいか。

(1) ハ

- ・「金融指標又は店頭金融オプションの売付けの価格及び買付の価格等の決定方法」を「顧客の判断に影響を与える重要な事項」としているが、店頭取引の場合、それぞれの銀行が金融工学を駆使した独自のプライシングロジックを用いてプライシングしており、各行のノウハウでもあるため、(具体的に)記載することは困難。

3 - 9 . 顧客を集めての勧誘

(1)

- ・「(勧誘を目的とした具体的商品の説明を含む)」と修正頂きたい。
- ・施行規則と平仄を合わせ、「金融先物取引の受託契約等の締結を勧誘する目的があることをあらかじめ明示する」と修正して頂きたい。

(理由)

取引先向けセミナー等で市場環境の説明を行うにあたって店頭金融先物市場(例えば通貨オプション市場)の動きと絡めて説明をせざるを得ないケースもあり、その場合、通貨オプション取引の説明もせざるを得ない。勧誘を目的としない商品説明まで禁止することは、実質的に店頭金融先物取引以外の幅広い金融商品セミナーまで規制することにならないか。

3 - 10 . 顧客に対する説明責任の履行等

(1) イ

- ・どういうシチュエーションを想定しているのか確認したい。通貨オプション等の価格提示を求められた場合、顧客の要求する条件(通貨、元本、期間、行使価格、行使タイプ、ロックアウト条件等、組合わせの有無)に沿ってプライシングするが、プライシング条件は個別取引によって全く異なるため、顧客に提示した価格以外には価格はない。
- ・該当するものがなければ不要、との理解でよいか。

(1) 口

- ・ここでいう数値は何を想定しているのか確認したい。
- ・契約条件(約定数値を含む)を契約後3年間保存(=契約書を保存)していればよいか確認したい。

3 - 1 2 . 本人確認、疑わしい取引の届出

(1)

- ・「異常取引やなりすまし等の不正取引を防止する体制となっているか。」と修正頂きたい。
- ・「顧客情報の把握を常時行い」の下線部は、「合理的な範囲で定期的に」と修正頂きたい。
- ・「そのために例えば・・・」以下及び、イ、口を削除願いたい。

2 - 4 . 業務に関する帳簿書類関係

(3)

- ・「受注と同時」は「成約と同時」と読み替えて差し支えないか。そうであれば、「受注又は成約と同時」と修正頂きたい。

以 上